

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書

2006年6月の医療制度改革関連法の成立により、本年4月より「後期高齢者医療制度」が実施されている。同制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上で75歳未満の一定の障がいのある者を他の保険から切り離れた医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

同制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、更には、他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねないなど、様々な問題点がある。同制度の実施が、高齢者の健康と暮らしに、重大な影響を及ぼすことは明らかである。また、市町村の財政負担が多大になることも危惧されている。

よって、国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどめることなく抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。